広報みたか
MITAKA City Information

No.1267 平成15年 2003.9.21
編集　三鷹市企画部広報課

毎月第1・3日曜日発行

発行　三鷹市　〒181－8555　東京都三鷹市野崎1－1－1

市役所代表電話　0422－45－1151

三鷹市ホームページ
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/
携帯サイト
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/i/top.html
くらしのテレフォンガイドみたか（音声・ファクス）
0422-41-1313
※ファクスの場合、コード番号099でコード番号一覧表が出せます。

市民相談専用電話　0422-44-6600
市民の声専用FAX　0422-48-2810

人口と世帯
平成15年9月1日現在

●住民基本台帳
81，825世帯・169，379人
（男84，310人・女85，069人）
●外国人登録　2，871人

今号の紙面から

2
JR中央線運休のお知らせ
3
家庭用パソコンのリサイクル開始
4
みたかわんぱくサッカーフェスティバル
6
秋の骨粗しょう症健診
7
市民健康講座「どう伝える？新しく家族が増えるとき」

三鷹市広報番組
みる・みる・三鷹
武蔵野三鷹ケーブルテレビ5CH
1日4回放送9:30/14:30/19:30/23:30
●第174回（9月21日～10月4日放送）
「権利擁護センターみたか」開設／みたかスポーツフェスティバル

三鷹市市政情報番組
おはよう！三鷹市です
FMむさしの78.2MHz
月～金曜日10:20～25放送

10月1日　高齢者や障害者が安心して暮らせるようお手伝い！

「権利擁護センターみたか」福祉会館に開設

最近物忘れが多いので、通帳や大切な書類を預かってほしい

保健福祉サービスを利用しているが利用内容に苦情があるけれど直接言いにくい

成年後見制度を利用したいけど、どうしたらいいかわからない

福祉サービスの手続きや利用料の支払いを手伝ってほしいのだけれど

三鷹市社会福祉協議会では市の協力を得て、10月1日㈬に「権利擁護センターみたか」を開設します。

このセンターでは、高齢者や障害をもつ方が、日常生活上の判断に不安があっても住み慣れたまちで安心して暮らしていけるようにお手伝いをします。

財産の管理や契約行為、福祉サービスを受けるときなどに不安を感じたら、まずはセンターへご相談ください。

相談事業

◆福祉サービスの利用に関する相談
◆判断能力が十分でない方の権利擁護に関する相談
◆成年後見制度の利用に関する相談
相談
※月1回、法律の専門家による専門相談を行います。
★成年後見制度　痴ほう性高齢者、知的・精神障害者など判断能力が十分でない方が、一方的に不利な契約を結ばないように、決められた人が判断能力を補い、保護する制度。

福祉サービスの利用援助・金銭管理・財産保全のサービス

判断能力が十分でない、または高齢や身体障害などで支援が必要な方で、サービスを利用する本人の意思が確認できる方に次の各種サービスを有料（1回1千円～2千500円程度。住民税非課税者、生活保護世帯には減額、減免制度あり）で提供します。

利用のための相談（面接・調査）や支援計画の作成は無料です。

◆福祉サービスの利用援助
福祉サービスの利用の手続きや利用料の支払いなど
◆日常的な金銭管理サービス
生活費の預貯金からの払い出し、公共料金や家賃の支払いなど
◆書類などの預かりサービス
預貯金通帳、年金証書、権利証、実印・銀行印など、大切なものを金融機関の貸金庫で保管します

福祉サービスの利用に関する苦情調整

現在受けている福祉サービスへの苦情や不満を言いたいけれども「どうやって申し出ればいいのかわからない」「事業者が取り合ってくれない」などでお困りの方へ、相談員が関係機関と連携し調整を行います。

※必要に応じて、弁護士による専門相談を行います

お気軽にご相談ください
権利擁護センターみたか

◆開設場所　福祉会館2階
「〒181―8555三鷹市野崎1―1―1」
☎46―1203・FAX71―2043
◆開所時間　午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
▶問い合わせは直接窓口、電話、ファクス、手紙で。必要に応じて、職員がご自宅へ伺います。

10月1日開設 障害者地域自立生活支援センター

在宅の心身障害者やその家族の方が、福祉・保健などのサービスを総合的に受けられるように相談に応じたり、自立や社会参加の促進を図る「障害者地域自立生活支援センター」を10月1日㈬開設します。

運営は、市内で活動中のNPO法人「障害者生活支援センターインみたか」に委託して行います。同NPOは障害を持つ相談員が相談者と同じ立場で相談に応じる「当事者相談（ピア・カウンセリング）」の実績もあり、知的障害者への相談も専門家や障害児の家族などの相談協力者の協力を得ながら充実していきます。お気軽にご利用ください。

◆所在地　下連雀複合施設2階（下連雀4―15―18・職業安定所隣り）
◆開所時間　月・火・木・金曜日午前9時～午後5時、水曜日午後1時～8時、土曜日午後1時～5時（日曜日、祝日は休み）。
※緊急の相談は、時間外でも携帯電話でお受けします。
◆利用料　相談は無料。各種福祉サービスを利用した場合の利用料、支援プログラムの材料費などは個人負担。

【主なサービス内容】
◆ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイなどの利用援助
◆社会資源を活用するための支援（福祉機器の利用助言など）
◆社会生活力を高めるための支援（社会生活訓練プログラムなど）
◆ピア・カウンセリング
◆専門機関の紹介
⇩障害者地域自立生活支援センター☎79―0901・☎090―6934―2874・地域福祉課障害者福祉係☎内線2618

精神障害者の自立を支援
地域生活支援センター「ゆー・あい」もご利用ください

地域生活支援センター「ゆー・あい」は、精神的な障害をもつ方が地域での社会生活をより充実して過ごしていただくための憩いの場です。

◆運営主体　社会福祉法人三鷹授恵会（旧三鷹授産所）
◆所在地　上連雀4―1―8福祉コアかみれん2階
◆開所時間　午前10時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）
◆利用者負担金　登録料300円、利用料月額100円（センターの光熱水費、活動保険加入費などに充てます）。このほか飲食費などは個人負担。
くわしくは同センター☎43―9407へ。

「三鷹市ガイドマップ」発行は12月ごろになります

三鷹市ガイドマップ（三鷹市全図）は、市に新しく転入してきた方に手続きの際にお渡しするほか、情報公開窓口や市政窓口で販売しているものですが、現在、在庫が無くなっています。最新版を作成中（12月発行予定）ですので、引換券をお持ちの方はもうしばらくお待ちください。発行し次第、「広報みたか」などでお知らせします。
⇩広報課☎内線2133

市民と共に「安全・安心のまちづくり」を

私は9月の自分の誕生日を迎えるたびに、毎年改めて「生命のありがたさ」と、元気に生かされていることの「幸い」を感謝します。市政の大切な使命の一つは、市民の生命と財産を守ることですから、9月は「防災の日」を迎えて、防災訓練にも、特に力が入りました。全体会場では各住区の防災組織や消防・警察、医師会など各団体と共に、災害時の緊急活動の訓練を行いましたが、ボランティアの皆さんの熱心さを肌で感じて、とても心強く思いました。

また、9月の定例市議会の一般質問では、多くの議員から防災や防犯に関する質問をいただき、議員の皆さんを通じても、三鷹の安全と安心に関する市民の皆様の関心の高まりを感じました。

さらに、13日の「市長と語り合う会」では、66歳～84歳の13人のご長寿の方と語り合い、それこそ「宝物」のような意見をたくさんいただきましたが、その中にもまちの安全・安心に関連した問題が多数提起されました。たとえば、高齢者が健康維持のために仲間を募って語り合いながら歩くことで、地域の人通りが増え、防犯の目を行き届かせ、ほかの高齢者や障害者の「見守り」の役割を果たすことができるのではないかというご提案もありました。

三鷹市にはすでに自主防災組織、ごみ減量等推進員、ほのぼのネットなど、地域でのさまざまな取り組みがありますが、今後「安全・安心」の観点からこうした活動の意義を再確認したいと思っているところです。

三鷹市長　清原　慶子